

新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの 対象先公募について

1. はじめに

- 日本銀行では、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション（以下「新型コロナ対応金融支援特別オペ」といいます。）の対象先を公募しています。
- 新型コロナ対応金融支援特別オペについては、日本銀行ホームページ（<https://www.boj.or.jp/>）に掲載している次の資料をご覧ください。
- ・「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ」
 - ・「金融市場調節取引におけるオファー停止、対象先除外等の措置について」

▼選定のスケジュール

①応募希望先から日本銀行金融市場局へのご連絡	随時（営業日の午前9時～午後5時）
②応募	随時（営業日の午前9時～午後5時）
③選定結果の応募先への通知および公表	日本銀行における審査終了後
④選定先との取引	選定結果の通知後所要の準備が整い次第開始

2. 対象先の選定

- 対象先は、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの対象先選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不相当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。
- 新型コロナ対応金融支援特別オペの対象先となるためには、共通担保オペ（全店貸付）の対象先であることが要件となっています。
- 共通担保オペ（全店貸付）の対象先となることを希望する先は、「共通担保オペ（全店貸付）の随時選定について」もご確認頂き、所要の手続を行って下

¹ 当初公表日は、2020年4月1日。

さい。また、この場合、実際に新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペをご利用できるようになるまでに一定の期間を要しますので、ご留意下さい。

3. 融資残高報告書の提出について

新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの貸付限度額は、(1) 対象先が共通担保として差入れている民間債務の担保価額の合計額および(2) 対象先が日本銀行に報告する制度融資等の融資残高(以下「対象融資残高」といいます。)の合計額です。

応募先が既に共通担保オペ(全店貸付)の対象先である場合において、新型コロナ対応金融支援特別オペの対象先選定後初回のオペで(2)の対象融資残高を貸付限度額に含めることを希望するときは、選定結果の通知日の2営業日後までに、融資残高報告書を提出していただく必要があります。このため、選定結果の通知を待たずに、融資残高報告書の提出準備を進めて下さい。

—— ご提出頂く融資残高報告書の書式等については、日本銀行金融市場オンラインに掲載していますので、ログインのうえ、内容をご確認下さい。

以 上

<照会先>

1. および2. について

日本銀行 金融市場局 市場調節課 オペレーション企画グループ
03-3277-1277、03-3277-0055

3. について

日本銀行 金融機構局 金融第1課
03-3277-3656

(ご参考)

・担保の適格性判定について

日本銀行 金融市場局 市場企画課 信用リスク管理グループ
03-3277-1521、03-3277-1238

・適格担保の事前審査・差入手続について

日本銀行 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ
03-3277-2957

・当座預金への付利の取扱いについて

日本銀行 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ
03-3277-2331

新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの対象先選定基準・手続

1. 対象先としての役割

- 新型コロナ対応金融支援特別オペを機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。
 - (1) 正確かつ迅速に事務を処理すること
 - (2) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- 対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合その他の日本銀行が対象先との間で行う新型コロナ対応金融支援特別オペの適切な運用を確保する上で支障が生じると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

2. 対象先としての必須基準

- 対象先は、共通担保オペ（全店貸付）の対象先または株式会社日本政策投資銀行である必要があります（貸付店が日本銀行の本店・支店のいずれであるかは問いません。）。また、新型コロナ対応金融支援特別オペにおける貸付店は、共通担保オペ（全店貸付）の貸付店と同じ日本銀行本支店とします。

3. 応募方法

- 対象先となることを希望する先は、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの対象先選定に係る申請書」（別添）を、応募先の本店その他国内における営業の本拠である営業所等の所在地を業務区域とする日本銀行本支店（本店の場合には金融市場局オペレーション企画担当部署（本店新館4F）、支店の場合には営業課または総務課）まで提出して下さい（以下、申請書を提出した先を「応募先」といいます。）。
 - 共通担保オペ（全店貸付）の対象先は、申請書のワードファイルを日本銀行金融市場オンラインでダウンロードできますので、ご活用下さい。
 - 申請書を提出される場合には、予め後掲の連絡先までご連絡下さい。

(連絡先) 日本銀行 金融市場局 市場調節課
オペレーション企画グループ
TEL : 03-3277-1277、03-3277-0055
E-mail: post.fmd26@boj.or.jp
住所 : 〒103-8660
東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

4. 選定方法

- 日本銀行は、原則として、毎月第8営業日に、前月第9営業日から当月第8営業日までに受付けた応募を取り纏めて、選定を行います。
—— 申請書を郵送される場合には、当月第8営業日必着となりますので、ご留意下さい。
- 共通担保オペ（全店貸付）の対象先であり、かつ、1. の役割の遵守を確約している応募先を対象先として選定します。

5. 対象先の選定結果の通知および公表

- 対象先の選定結果は応募先に個別に通知します。また、対象先として選定した先は公表します。

6. その他留意事項

- 対象先の選定に当たっては、日本銀行が必要と認めるときは、応募先から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。
- 対象先の選定後、対象先等（対象先および対象先として選定された先であつて所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです。）に合併その他の事由が生じた場合において、日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。
また、共通担保オペ（全店貸付）の対象先としての必須基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。
- 今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます。）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が、共通担保オペ（全店貸付）の対象先であることまたは共通担保オペ（全

店貸付)の対象先としての資格の移管を受けることを承認されていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。

- ① 対象先が、合併、事業（対象先が外国銀行である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです。）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。
 - ② 対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、新型コロナ対応金融支援特別オペに関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。
- また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との新型コロナ対応金融支援特別オペについて、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。
- 上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループに前広にご連絡下さい。

以 上

新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの 対象先選定に係る申請書

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が行う新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション（以下「新型コロナ対応金融支援特別オペ」といいます。）の対象先となることを希望します。

1. 当方は、新型コロナ対応金融支援特別オペの対象先となった場合には、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの対象先選定基準・手続」の1.に掲げる役割を遵守します。
2. 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

年 月 日 ^(注1)

(金融機関等コード・4桁)

(金融機関等名) ^(注2)

(役職名・代表者)

^(注3) 印 ^(注4)

日本銀行金融市場局長 殿

- (注1) 申請書の提出日を記載して下さい。なお、この記載がない場合には、日本銀行の受付印の日付を提出日とみなします。
- (注2) 日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。
- (注3) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。
- (注4) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい）

	第1順位	第2順位
部署・役職		
氏名		
電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住所：〒		